

NUPRI Working Paper
2021-01

租税競争と都市の高密度化

The Effects of Tax Competition and Urban Densification on Residential Choice Behavior

豊田 奈穂, 中川 雅之

March, 2022

租税競争と都市の高密度化

The Effects of Tax Competition and Urban Densification on Residential Choice Behavior

豊田奈穂*

中川雅之**

Abstract :

In this paper, we will give an overview of the theoretical model of residential choice behavior, and then examine what factors determine the place of residence. This analysis provided the following conclusions; i) On the contrary to the assumption that there was no tax competition in Japan, policy choices were made taking into consideration the existence of tax competition and, as OECD points out, the accumulation of regions, ii) The fiscal transfer policy implemented in conjunction with the intensification of cities can have certain effects in terms of acquiring residents.

1. はじめに

従来、公共財・サービスは人口の多寡に関わらず、全国一律に供給されるものと認識されてきたが、人口減少下では公共財やサービスを等しく供給し続けることは困難となる。そのため、地方自治体においては新規の住民を引き寄せ、人口獲得競争に勝ち抜くことが重要な政策課題となっている。人口減少や高齢化の進む自治体を中心に転居助成制度、親元近居や多世代型居住を促す補助を実施するなどの定住促進政策を展開し、居住地選択にともなうコストの軽減を人口誘導政策として利用している。

他方で、地方自治体はコンパクト+ネットワークの考え方のもとでQOLの高いまちづくりの重要性を唱えるが、その実現が人口誘導政策ツールとなり得るとの認識はほとんどない。しかし、OECD (2012) は都市構造の高密度化が都市インフラの効率的な維持管理を実現することを示している。また、森本 (2011) では集約型都市構造が財政面に大きな効果をもたらすことが明らかにされており、人口減少に直面する地方自治体では都市機能を集積させた高密度なまちづくりが地域の価値、満足度を高め、他地域からの人口を誘引する要因となるとも考えられる。

居住地の選択行動に関わる既存研究では、太田 (2016)、橘木・浦川 (2012) が、地方在住者が都市部への移動によって高所得を実現していることを指摘していたり、都市部の住環境に対する評価が移動を促す要因となっていることを明らかにしたりするなど、様々な

* 関東学院大学経済学部専任講師 (ntoyoda@kanto-gakuin.ac.jp)

** 日本大学経済学部教授(nakagawa.masayuki@nihon-u.ac.jp)

観点から数多くの議論が行われている。日本の場合、地方税に課税標準を採用し、課税自主権を行使しない地方自治体が多いことから、自治体間での租税競争が影響しているとは考えにくい。スイスのように租税に関する決定権が強い場合には、Canton間の税率の違いに着目して低税率のCantonで高所得者に選択される傾向が強いことが分析されていたり、Cantonが相互戦略的に税率を決定していることから、隣接するCantonの租税に正の影響を受けて自地域の税率が決定されていることが検証されたりしている（Kirchgassner and Pommerehne (1996)、Feld and Kirchgassner (2001)、Liebig and Sousa-Poza (2007)、Feld and Reulier (2008) 等）¹。もちろん、スイスのようなケースをもって日本の居住地選択行動を想定することは現実的ではないかもしれない。だが、OECD (2011) は強い徴税権を持たない地方自治体では移転補助という形で実質的な租税競争を実施している可能性があることを指摘している。本稿の冒頭でも述べたとおり、地方自治体では住民の居住地選択行動に際し、自らの地域が選択されることを意図した補助制度を導入している。今後、新規住民を引き付けるためそうした政策が地方自治体においてさらに重要性を増すことが想定される。

そこで、本稿ではFeld and Kirchgassner (2001) に基づき、居住地の決定、自治体間競争に関する理論的メカニズムを概観し、居住地選択がどのような要因によって引き起こされているのかについて実証分析を行う。その際、租税政策、当該地域への居住に対する補助政策、コンパクトシティなどの都市政策を独立したものとは扱わず、補完、代替など相互依存関係にあるものとして捉えることとする。都市の持続可能性が課題となる中、どのような政策の実施が都市運営における効率性の維持に貢献しうるのかを明らかにすることは、政策選択において有益であろう。

なお、本稿の構成は以下のとおりである。2.ではFeld and Kirchgassner (2001) のもとで居住地の決定における理論的メカニズムを概観する。続く3.では転入促進のために用いる可能性のある政策手段を整理し、どのような地方自治体が租税、補助などの政策を選択しているかを明らかにする。4.では居住地の移動要因に関する実証分析を行い、それらの政策が有効に機能しているかを議論する。最後にまとめと今後の課題について示す。

2. 自治体間競争と居住地決定理論モデル

前述のとおり、スイスの地方行政区画Cantonはすべてが課税権を持ち、税制上の自律性が高い。地域間で所得税率に差が生じるため、税率が3倍以上も異なるケースがある。Feld and Kirchgassner (2001) ではそうしたCanton間の税率の違いが居住地の決定にどのような影響を与えているかを課税所得のある納税者比率に着目して検証している。

本稿ではFeld and Kirchgassner (2001) のもとで居住地の選択に関わる自治体間競争の

¹ Feld and Reulier (2008) は、租税競争は税率によって移動が誘発されやすい環境で、ヤードスティック競争はそれが誘発されにくい環境で生じることを指摘する。

理論的フレームワークを整理する。モデルは個人が j 地域に居住することの間接効用関数 V_j^* を (1) 式のように示す。ここで F は地域のアメニティから得られる効用、 G はそれ以外の効用と解釈される。

$$V_j^* = F(Q_j, S) - G^*(Y - C_j, p_1 \cdots p_m, S) \quad (1)$$

Q_j : j 地域における公共財の水準ベクトル

S : 住民個人の属性

Y : 住民の所得

C_j : j 地域の居住コスト (税率、交通費など)

p_m : 民間の m 財・サービスの価格

仮に、居住地の移動を検討している個人が j 地域と k 地域を比較し、そこから得られる効用が (2) 式のような関係にあると判断されるならば、 k 地域を選択することになる。

$$V_k^* \geq V_j^* \quad (2)$$

(1)、(2) 式より、 G が一次同次だとすれば、 k 地域が選択される条件は (3) 式のとおりである。

$$[F(Q_k, S) - F(Q_j, S) - \frac{(C_k - C_j)}{p}] \geq 0 \quad (3)$$

このようにして居住地が決定されているとすれば、地方自治体が税率を低下させることで、人口流入が可能になる。Feld and Kirchgassener (2001) ではこのモデルのもと実証分析を行い、スイスの地方行政区間での租税競争を確認している。とりわけ、高所得者は所得税額に応じて居住地を選択するとし、高税率が担税力のある人の居住を減らす可能性を指摘する。

では、日本においてスイスで観察された租税競争は存在しないのだろうか。日本では住民税に標準税率が定められ、ほぼ同水準にあることから、スイスの Canton にみられた租税競争は起こりにくいかもしれない。他方、近年、地方自治体間の人口争奪が激しくなり、域外からの転入に補助を行い、移動コストの低減を図る制度が導入されている。さらに、(3) 式から明らかなように、居住地選択は居住コストから構成される第 3 項のみならず、地域のアメニティの差である第 1 項及び第 2 項にも大きな影響を受けるであろう。例えば、地域の集積度を高めて効率的な公共財のシェアリングを実現し、それを居住者の維持、転入促進につなげているのかもしれない。そこで、日本において定住者を引き付けるために地方自治

体がどのような行動をとり、それが効果を上げているのかを検討する。本稿の趣旨をより明確にするため、Feld and Kirchgassener (2001) のモデルを (4) 式のように変形する。なお、ここでの居住地選択は同じ都市圏内を対象とする。単純な単心型都市モデルによれば、地代は都心にある CBD からの移動費用を完全に相殺する形で値付けされるため、交通費や地代、家賃はモデルの中で考慮しない。

モデルは個人が j 地域に居住する場合の間接効用関数を (4) 式に示し、 A_j が高くなるほど j 地域のアメニティが高くなると仮定する。例えば都市の集積がこれに該当する。 TR_j は j 地域への居住に対する地方自治体からの財政移転を表す。

$$V_j^* = F(Q_j, A_j, S) + G^*(Y - (T_j - TR_j), p_1 \cdots p_m, S) \quad (4)$$

A_j : j 地域の集積

T_j : j 地域に税負担

TR_j : j 地域に居住することに対する財政移転

この場合、個人が j 地域から k 地域に転入する条件は (5) 式のようになる。

$$[F(Q_k, A_k, S) - F(Q_j, A_j, S) - \frac{(T_k - T_j) - (TR_k - TR_j)}{p}] \geq 0 \quad (5)$$

日本では住民税の税率について地域間で差がない、つまり $(T_k - T_j) = 0$ である可能性が高いが、地方自治体が採用する居住者に対する財政移転 $(TR_k - TR_j) = 0$ が居住地選択に影響を与える可能性がある。

次節では、地方自治体の政策変数と考えられる税率の選択、居住に関する財政移転の現状を説明し、それらと地域の集積との相互関係について考察を加える。

3. 転入促進のための政策手段の現状

(1) 市町村民税率と居住に関する財政移転

①税率の選択

地方税法には、①地方公共団体にそれ以外の税率を定めることを許さない一定税率が定められている場合、②地方公共団体が課税する場合に通常よるべき標準税率が定められている場合、③地方税法において税率が定められていない場合、がある。②と③のケースでは、それぞれに制限税率が定められている場合とそうでない場合がある。本稿で扱う地方自治体のケースで言えば、代表的な税である市町村民税は標準税率が定められている。標準税率は課税する場合に通常よるべき税率とされているが、その財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない。しかし、総務大臣が地方交付税の額を定

める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とされているため、下回った税率を採用している場合には交付税によって補てんされない減収が生じることになる。

2015年4月1日時点で市町村民税の個人所得割が標準税率6%を上回る自治体は2団体、標準税率未滿は1団体である。さらに、均等割については標準3,500円以上が2団体、未滿は1団体である²。このように、日本では税率選択において自主権を行使している地方自治体は乏しく、住民の転入促進のためにそれを政策変数として採用している可能性は非常に低い。ただし、これは地方自治体が自らの課税自主権を行使していないのではなく、課税自主権のもとで「超過課税を行わない」という判断により域外からの転入や域内の住民に定住を促すための租税政策の一環と考える余地はあるかもしれない。

②財政移転の概要

補助金による財政移転は小児医療費無料年齢の延長など多岐にわたるが、本稿では人口獲得競争への直接的な効果が想定される家賃補助や住宅取得助成、定住促進奨励金に注目する。具体的な事例は以下に述べるが、これらは主に新規の転入者・世帯を対象とし、予算の制約上、時限を区切った措置が多いことが特徴ある。このため、長期間に予算制約なく転入時に享受できる税率選択と比べると、不安定な措置で限定的な魅力しかもたない可能性がある。

各地方自治体で導入されている家賃助成制度は、概ね1~3万円を上限として、1~5年程度、家賃の一部が補助されるものが多い³。近年では人口減少や過疎化の進む地方都市のみならず、首都圏でも実施されている。例えば、目黒区では目黒区内の民間賃貸住宅に居住する、18歳未滿の子を扶養する世帯に対して総所得額に応じて家賃の一部を助成する制度を導入している。また、新宿区においても区内の民間賃貸住宅に住む世帯の家賃負担を軽減し、勤労単身者や子育てファミリーを支援している。このほか地方都市でみると、石川県輪島市では過去に住民登録し、10年以上経過後に再転入する者、市外出身のうち定住を目的として転入する者などの要件を満たすと、月額2万円（上限）、家賃の2分の1を12か月補助する。隣接の珠洲市でもUターン、Iターン者に対する補助制度を設けており、大都市に流出した世代を地元呼び戻すことを目的とした制度設計となっている。

他方、新規の住宅取得助成や定住奨励制度は定住性がより高く、導入する地方自治体が多い。近年、地方創生による移住奨励が全国的に広がり、主に子育て世代を対象に30万~100万円程度の補助制度を設けている⁴。一例をあげれば、東京都北区では「親元近居助成」として、区内に10年以上住んでいる親世帯と近居するために住宅を購入するファミリー世帯に登記費用の一部（上限20万円）を助成する制度を設け、子世帯の他地域からの転入を支

² 道府県民税は所得割で1県、均等割で35県が超過課税を実施している。

³ 一般社団法人移住・住みかえ促進機構 HP、各地方自治体 HP 等を参照。

⁴ 不動産情報サイト SUMO は家族4人で同一県内（50km未滿）の引っ越し代が平均13万円、最大30万円で、補助金で移動費を賄うことができる。

援する。人口獲得は都市間のゼロサムゲームであるため、ある地方自治体で補助制度が創設されると、周辺が追随する傾向がみられる。しかし、東京都では23区で住宅に関わる財政移転が実施される傾向にあるが、東京都市部では導入されていないことが特徴である。

神奈川県内では2008年度から5年間、横須賀市で新たに住宅購入をする若い世帯に助成を実施したが、当時は近隣自治体に制度の導入はみられなかった。近年では地方創生の流れを受け、厚木市で市外に居住する者が、新たに市内で親元近居・同居を始める場合に住宅取得の費用や同居のための改修費用を補助する制度を導入している。同制度は近居のための住宅取得では40万円、同居は60万円を基本額に子供や世帯主の年齢、居住地域によって加算される仕組みとなっている。

(2) 集積と転入促進政策の相互依存

前述の3.(1)に示したとおり、日本の地方自治体では租税、補助などの政策手段が選択されている。OECD(2011)は租税競争において集積の経済を活かすことが可能な都市圏の中心部は税率の引下げを必要としない一方、郊外あるいは貧しい都市は低税率戦略を採用するとの見解を示している。この見解は、前節の(5)式との関係でいえば、地域における集積と税率という政策手段の相互依存関係としてとらえることができるであろう。より具体的には集積の低いところほど、低税率あるいは大きな財政移転を選択することになるものと考えられる。

図1は2015年時点において全国で移転補助制度あるいは超過課税を導入している自治体と、それらを導入していない自治体に分類し、人口密度別に相対度数分布の差を示したものである。それによれば、補助制度を導入する自治体の約70%は人口密度が300人未満である。さらにこれを1,000人未満まで拡大すると、実施自治体の90%を占めている。全市区町村の人口密度の平均が1,056人/km²であることに鑑みれば、低密度な自治体ほど居住選択に関わる財政移転を行う傾向にある。

他方、個人住民税に超過課税もしくは独自減税を導入する自治体はほとんどない。しかし、「超過税率を選択しない」という判断も租税政策の一環だと考えれば、人口密度が低い地域ほど「超過課税を選択しない」一方で、人口密度の高い地域ほど「超過課税を選択する」との見方ができるであろう。以上のように、地方自治体は自地域の集積度を勘案し、それを相殺する形の財政移転を行っていると考えられる。税制についても超過課税の選択の有無という点も含めれば、集積を勘案した租税政策が展開されていると受け止められ、OECD(2011)などの予想と整合的である。

では、こうした地方自治体の行動が転入促進に効果を上げているのだろうか。次節では、これらの政策の転入数に対する効果を検証する。

図 1：移転補助・超過課税と人口密度の関係（2015 年時点）



出所：総務省、移住・住みかえ促進機構資料等をもとに作成

4. 実証分析

(1) データと定式化

推計に際して、データは総務省「住民基本台帳人口移動報告」、「住民基本台帳に基づく人口」、国土交通省「地価調査」を使用する。推計期間は2002～2013年とするが、2005年前後では市町村合併が盛んに実施されたために、財政等に関するデータの継続性を確保することが難しい。そのため、本稿では当該期間中に合併を実施した地方自治体が一部に限られ、かつ同一都市圏として仮定することができる東京都と神奈川県を分析対象とする。なお、東京都区部は地方自治法上、特別地方公共団体として普通地方公共団体とは異なる位置づけ

であるが、「市」の所掌する行政事務に準じた行政権限が付与されていることに加え、住民の居住地選択行動が地方自治法上の分類に影響されることを想定することは現実的ではなく、ここでは両者を同一のものと仮定する。

推計にあたって被説明変数には居住地選択に関わる代理変数として転入数（対数値）を採用する。他方、説明変数には都市の高密度化の代理変数として人口密度（対数値）を採用する。本稿での都市機能を集積させる都市構造は居住する人口をどのくらいの規模で収める構造であるのかを考慮することを意図しており、都市のコンパクト化の指標として人口密度を用いる。さらに、居住地として選択する都市の質、満足度等、他の要因に対する代理変数として平均地価（対数値）を採用してコントロールする。このほか、人口（対数値）、財政移転ダミー、超過課税ダミーを取り上げる。各符号条件は次のように想定している。

都市構造の代理変数とする人口密度（対数値）は集積の経済性が活かされ、都市の利便性の向上が評価されているならば、転入の押し上げにつながる。だが、密度の低下する環境であっても都市の持続性が確保され、郊外に分散する都市サービスの集約がかえって住環境の利便性を悪化させると判断される、あるいは、人口密度の上昇が集積の不経済を招くと評価されるとすれば、「足による投票」で支持を得られないとも考えられる。したがって、高密度化がプラスあるいはマイナスのいずれの要因となるのかについては予想することはできない。

次に、財政移転実施の影響を考慮する財政移転ダミーは転入者・転居者に対する住宅取得、賃貸への助成が導入されている期間を1、それ以外を0で示す。当該制度が評価され、移転コストの軽減が自治体間競争における優位性を保つ政策であるとするならば、転入の押し上げ効果を持ち、符号条件は有意にプラスとなることが期待される。

さらに、本稿では租税政策の影響も考慮する。日本では独自税率を定める地方自治体はほとんどないが、本分析では市町村民税に超過課税を導入する横浜市が含まれる。同市は個人市民税「横浜みどり税」を均等割に900円上乗せする⁵。これらを識別する変数に超過課税ダミーを採用する。住民がこれらをコストと認識しているとするならば符号条件は統計的に有意にマイナス、環境保全によって得られる便益に比して受容されるものと判断されればプラスの可能性もあり、予想することは難しい。

平均地価（対数値）は財政効率性や都市インフラ、行政サービスなどの地域資源の評価を示す代理変数とする。住民が居住地域から受ける便益と負担するコストとの関係で当該地域の便益が高く、価値が上昇しているとするならば、転入の増加につながる、つまり符号条件が有意に正となることが期待される。

最後に、都市規模の違いによって行政サービスやインフラの整備状況が異なることから、人口（対数値）を説明変数に加えてその影響をコントロールする。ただし、本推計の問題は

⁵ 神奈川県は所得割0.025%、均等割300円（年額）を上乗せする。納税者1人あたり年平均890円となる。

転入数と人口が相関する可能性が考えられる点である。そのため強外性の検定を行い、人口が内生変数であることを確認したうえで、操作変数法によるパネル分析を採用する⁶。なお、記述統計量は表1に示すとおりである。具体的な推計式は(6)式のとおり定式化する。

$$\begin{aligned} \text{Logtrans}_{it} = & \alpha_i + \beta_t + \gamma_1 \text{Loglandp}_{it} + \gamma_2 \text{Logdens}_{it} + \gamma_3 \text{Logdens}_{it}^{\wedge 2} + \gamma_4 \text{Logpop}_{it} \\ & + \gamma_5 \text{Dsubsidy}_{it} + \gamma_6 \text{Dexcesstax}_{it} + \varepsilon_{it} \end{aligned} \quad (6)$$

Logtrans：転入数 Loglandp：平均地価 Logdens：人口密度
 Logpop：人口規模 Dsubsidy：財政移転ダミー Dexcesstax：超過課税ダミー
 α_i ：個別効果 β_t ：時点効果 ε_{it} ：誤差項

表1：記述統計量

変数名	平均	最大値	最小値	標準誤差	サンプル数
転入数(人)	13916.910	241521.000	3.000	25632.550	996
人口(人)	219928.400	3629257.000	157.000	402507.500	996
人口密度(人/km ²)	6513.635	20711.990	12.536	5621.379	996
平均地価(千円)	258.528	2502.449	6.244	276.632	996
超過課税ダミー	0.005	1.000	0.000	0.071	996
財政移転ダミー	0.074	1.000	0.000	0.262	996

(2) 推定結果

操作変数法による推定では操作変数の選択に関する懸念が示されることが多くある。本推計では操作変数の妥当性について過剰識別制約を検定し、サーガン検定量が推計(1) 1.9354、(2) 1.8329、(3) 1.9581で、それぞれ過剰識別制約条件を満たしていることを確認しており、推定の一致性は保証されている。結果の詳細は表2のとおりである。

目的となる超過課税政策、移転補助政策の効果を単純に確認したものが推計(1)で、それらの政策の都市集積との相互作用を確認するために交差項を入れたものが推計(2)である。

⁶ 人口に関する強外生性の検定はt値が-5.0105(p値0.000)となり、内生変数であることを確認した。

表 2：推計結果

	推計(1)	推計(2)	推計(3)
変数名			
定数項	1.6352 [5.5259]	0.3493 [6.1326]	0.3820 [3.9534]
人口密度(対数値)	-4.3258 [1.0114] ***	-4.2425 [0.8773] ***	-4.2398 [0.5643] ***
人口密度(対数値)二乗項	0.2741 [0.0646] ***	0.2686 [0.0554] ***	0.2685 [0.0357] ***
平均地価(対数値)	0.0047 [0.0111]	0.0025 [0.0095]	0.0025 [0.0102]
人口(対数値)	2.0281 [0.4165] ***	2.1169 [0.7039] ***	2.1130 [0.4414] ***
超過課税ダミー	-0.0665 [0.0296] **	31.2094 [98.8248]	-0.0601 [0.1260]
超過課税ダミー×人口密度(対数値)		-3.4669 [10.9644]	
財政移転ダミー	-0.0293 [0.0377]	-0.4562 [0.1449] ***	-0.4560 [0.1412] ***
財政移転ダミー×人口密度(対数値)		0.0523 [0.0187] ***	0.0522 [0.0167] ***
操作変数	定数項, 人口密度(対数値) 平均地価(対数値) 財政移転ダミー, 歳出総額 転出数, 小規模自治体ダミー 労働人口あたり地方税額 高齢化率, 超過課税ダミー 人口密度(対数値)二乗項	定数項, 人口密度(対数 値), 平均地価(対数値), 財政移転ダミー, 高齢化率 超過課税ダミー×人口密度 財政移転ダミー×人口密度 (対数値), 歳出総額, 小規模自治体ダミー 超過課税ダミー-転出数 人口密度(対数値)二乗項 労働人口あたり地方税額	定数項, 人口密度(対数 値), 平均地価(対数値), 財政移転ダミー, 高齢化率 人口密度(対数値)二乗項 財政移転ダミー×人口密度 (対数値), 歳出総額, 小規模自治体ダミー 超過課税ダミー-転出数 労働人口あたり地方税額
S.E.R	0.2104	0.2099	0.2097
F-statistic	802.2716	795.0484	802.6363
Instrument rank	120	122	121
Hausman検定	14.3337	16.6784	14.3728
観測数	996	996	996

注)表の上段が係数、下段が標準誤差、***、**はそれぞれ1%、5%水準で有意であることを示す。

推計 (1) では、超過課税については負の有意な係数、移転補助政策は予想とは異なり負だが有意な係数は得られていない。しかし、都市集積との交差項を入れた推計 (2) では、超過課税については、超過課税ダミーは正、人口密度との交差項は負の係数が得られている。これは、横浜市のみで超過課税が行われているというデータ上の制約を反映していると考えられる。ただし、この推定結果は有意ではないものの、人口密度の高い地域で超過課税政策が採用され、それは人口流入に負の効果を与えているという既存研究や、OECD の指摘と整合的な結果と解釈することも可能だろう。

他方、居住費用を補助する財政移転政策は推計 (2) において財政移転ダミーが 1%水準で有意に負、財政移転ダミーと人口密度の交差項が 1%水準で有意に正となった。移転補助に関わる財政移転政策は、人口減少や著しい高齢化が懸念される自治体で導入されやすい傾向にあるが、集約型の都市構造を伴わない状況下での実施は効果を発揮できていない可能性が高いと考えられる。推計 (3) では、超過課税ダミーと人口密度の交差項を除いているが、移転補助政策に関する結果は推計 (2) と変わらない。

このほか、都市構造の高密度化はいずれも 1%水準で有意となった。ただし、推計結果に示すとおり、人口密度は有意に負、その二乗項は正となった。人口規模は 1%水準で有意に正の結果を得ており、都市経営には、規模の経済と集積の経済が存在するという事前の予想と整合的な結果がもたらされている。

前述の説明をより明確化するため、推計 (2) の結果に基づき、移転補助に関わる財政移転政策の関係を簡単なシミュレーションのもとで考えてみたい。

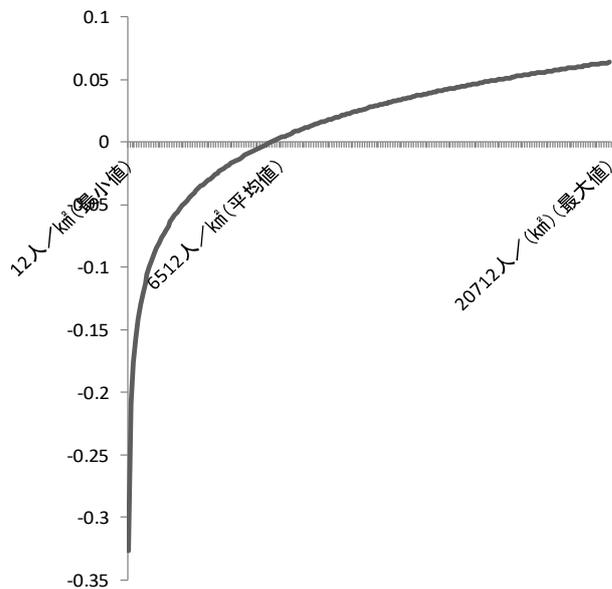
図 2 は財政移転の限界効果を描いてみたものである。図からわかるように、居住に対する補助がちょうどサンプルの平均値あたりで集積の低い所では地域への参入に負の効果をもたらし、集積の高い所では正の効果をもたらしている。つまり移転補助政策は、都市の集積の経済を補完するような機能を持っており、そこには一定の閾値が存在することを、図 2 は示している。

つまり、この結果は居住地の選択に直面する家計が前述の (5) 式のような形で新たな地域への参入を決めているのではなく、以下の (7) 式のように行動している可能性が考えられるのではないだろうか。

$$[F(Q_k, A_k, S) - F(Q_j, A_j, S) - \frac{(T_k - T_j) - (TR_k - TR_j)}{p}] \geq \text{移転費用} \quad (7)$$

既知のとおり、都市構造の転換や税制の変更は短期的かつ容易に実施できるものではないため、結果として長期的な効果を有することになる。(7) 式の右辺、移転費用とは、引越し費用のみならず移転先で「長期的な所得を確保するために必要な職業を確保できるか?」、「長期的な生活の質を左右するコミュニティやネットワークを得ることができるか」などを含む、それらの将来の損失を現在価値に割り引いて合計したものとなる。他方で左

図2 財政移転政策の効果



辺の財政移転については長期的に信頼性の高い制度であれば、それによって得られる利得を将来に向けて合計したものと認識されることになるが、予算制約等によって一時的なもので信頼性の低いものとされるのであれば、限定的な効果しか持たない可能性が高い。実際、各地方自治体で実施されている賃料や住宅取得に対する補助事業は期間が限られており、先着順で予算枠の範囲内で終了するものが多い。したがって、短期的な居住に関する初期費用の低減にしかコミットしない移転補助政策は、経済活動や行政サービスの効率性を長期的に実現している一定の都市集積と合わせて初めて効果を発揮する、つまり集積の経済を補完する形でしか作用していないと解釈することは妥当であろう。

5. おわりに

本稿では自治体間競争に関する理論的メカニズムを概観し、居住地選択がどのような要因によって生じるのか、操作変数法によるパネル分析を行った。

現在、人口減少に苦しむ地方自治体を中心に移住コストを軽減するための財政移転の導入や優位性を維持するために超過課税を選択しないなど、さまざまな政策手段を通じて自治体間で人口獲得競争が展開されている。その一方で、行政サービスの維持コストを効率化するといわれる高密度化、都市機能の集約化はゼロサムゲームに利するものと認識されず、ほとんど進んでいない。

一定の既存研究の蓄積がある地方自治体間の租税競争については、既知のとおり、日本では標準税率のもとで住民税が設定されている場合が多く、租税競争は行われていないことを想定していた。だが、本稿の実証分析では租税競争の存在と、OECD (2011) で指摘され

た自地域の集積を勘案した形で政策の選択がなされていることを一定程度支持する結果が得られた。

一方、本稿での推計では財政移転政策の選択においては都市の集約化と連動するように実施されれば、住民の獲得という観点から一定の効果が得られる可能性が明らかとなった。地方自治体が都市計画の方針としてコンパクトシティを掲げても、エリアマネジメントをとまなう都市機能の集約化の実行は容易ではない。しかし、自地域の集積度を高めることが地域のアメニティから得られる効用を高め、転入の促進をもたらす。市区町村においては時間軸を提示し、いち早く集約型の都市形成を進めることがゼロサムゲームを優位に運ぶ手段となるものと考えられる。

今回の実証分析は対象を東京都と神奈川県に限定している。そのため、地理的条件の異なる地方都市においても同様の行動が観察されるかどうかについては更なる検証が必要であり、今後の課題としたい。

参考文献：

- Besley, T. and Case, A. (1995) "Incumbent Behavior: Vote Seeking, Tax Setting and Yardstick Competition." *American Economic Review*, 85, pp.25-45.
- Blöchliger, H. and Pinero-Campos (2011) "Tax Competition between Sub-Central Governments.", OECD Working Papers on Fiscal Federalism, no.13.OECD.
- Feld, L.P. and E.Reulier (2008) "Strategic Tax Competition in Switzerland: Evidence from a Panel of Swiss Cantons", *German Economic Review*, 10(1), pp91-114.
- Feld, L.P. and G. Kirchgassner (2001) "Income Tax Competition at the State and Local Level in Switzerland", *Regional Science and Urban Economics*, 31, pp181-213.
- Kirchgassner, G. and W.W.Pommerehne (1996) "Tax Harmonization and Tax Competition in the European Union: Lessons from Switzerland", *Journal of Public Economics*, 60, pp351-371.
- Liebig T., P.A Puhani and A.Sousa-Poza (2007) "Taxation and Internal Migration: Evidence from the Swiss Census Using Community-Level Variation in Income Tax Rates", *Journal of Regional Science*, 47(4), pp807-836.
- 森本章倫 (2011) 「都市のコンパクト化が財政及び環境に与える影響に関する研究」都市計画論文集, Vol.46, No.3, pp.739-744.
- OECD (2011) Tax Competition between Sub-central government.
- OECD (2012) Compact City Policies : A Comparative Assessment.
- 太田總一 (2016) 「東京圏への転入者の仕事・所得・Uターン志向」Works Discussion Paper series No.11, リクルートワークス研究所。
- 橘木俊詔・浦川邦夫 (2012) 『日本の地域格差』日本評論社。

Nihon University Population Research Institute

1-3-2 Kandamisaki-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8360 JAPAN

Phone: 03-3219-3309 Fax: 03-3219-3329